

○八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付要綱

制定	平成18年	3月28日	告示第	42号
改正	平成21年	3月18日	告示第	45号
	平成24年	2月29日	告示第	37号
	平成24年	7月3日	告示第	157号
	平成27年	3月31日	告示第	122号
	平成30年	3月29日	告示第	109号
	令和3年	3月25日	告示第	90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみたい肥化容器及び生ごみ処理機（以下「生ごみたい肥化容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者（以下「容器等購入者」という。）に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみたい肥化容器」とは、土中の微生物及び小動物の活動を利用して、生ごみを発酵分解させることにより、生ごみをたい肥化し、減量させる容器で市長が認めたものをいう。

2 この要綱において「生ごみ処理機」とは、生ごみを機械的に水分除去し、又は分解してその容量を減少させ、又はたい肥化させることが可能な電気式の機器で市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、容器等購入者であって、次の各号のいずれにも該当するものに対して交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 申請の日から過去5年の間に八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金の交付を受けたことのない者（第5条に規定する基数の範囲内である場合その他市長が必要と認める場合を除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる生ごみたい肥化容器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 生ごみたい肥化容器 購入価格(消費税を除く。)の10分の6に相当する額(その額が3,000円を超えるときは,3,000円)

(2) 生ごみ処理機 購入価格(消費税を除く。)の10分の6に相当する額(その額が20,000円を超えるときは,20,000円)

(補助対象数)

第5条 補助金の交付対象となる生ごみたい肥化容器等の基数は,次に掲げる生ごみたい肥化容器等の区分に応じ,それぞれ当該各号に定める基数とする。

(1) 生ごみたい肥化容器 1世帯につき2基

(2) 生ごみ処理機 1世帯につき1基

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は,八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

(決定通知書)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定通知は,八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により行うものとする。

(購入設置報告書等)

第8条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は,八千代市生ごみたい肥化容器等購入設置報告書(第3号様式)によるものとする。

2 前項の報告書には,次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 生ごみたい肥化容器等を購入したことを証する領収書又はその写し

(2) 生ごみたい肥化容器等を設置したことを証する写真

(確定通知書)

第9条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は,八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付額確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は,八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付請求書(第5号様式)によるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付要綱の廃止)

2 八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付要綱（平成 6 年八千代市告示第 7 2 号）は、廃止する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 2 1 年告示第 4 5 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年告示第 3 7 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年告示第 1 5 7 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 2 1 年法律第 7 9 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の規定に基づき外国人登録原票に登録されていた者に係る第 7 条の規定による改正後の八千代市精神障害者医療費助成要綱第 3 条第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、施行日前において外国人登録原票に登録されていた期間は住民基本台帳に記録されていた期間とみなす。

附 則（平成 2 7 年告示第 1 2 2 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 3 0 年告示第 1 0 9 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 9 0 号）

この告示は，公示の日から施行する。